

## 横浜市市民通訳ボランティア事業実施要綱

制定 令和6年12月10日 国政第815号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、本市に住民登録がある外国人住民その他本市に在住、在勤、在学、滞在する日本語が不自由な人等（以下「通訳を必要とする市民等」という。）が、日常生活に必要な本市の行政サービスを受けるために必要な場合に、市民の通訳ボランティアを派遣して意思の疎通を支援すること、及び公共機関等の業務が円滑に行われることを目的とする。

さらに本事業は、市民が通訳ボランティアという立場で、自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進して市民の活躍支援を進めるとともに、市民との協働を通じて本市の多文化共生施策を推進するものである。

### （通訳支援対象者）

第2条 本事業の通訳支援対象者は次の号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通訳を必要とする市民等
- (2) その他国際局長が通訳を必要と認めた者

### （派遣の種類）

第3条 本事業の派遣の種類は、次のとおりとし、別表に定める派遣先によって、区別する。

- (1) 行政通訳（一般）
- (2) 行政通訳（専門）

### （実施主体）

第4条 本事業の実施主体は横浜市とし、国際局が所管する。ただし、市長は本事業を適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等へ委託することができる。

### （派遣先）

第5条 通訳ボランティアの派遣先は、次のとおりとする。

- (1) 別表で定める、公共機関等
- (2) 別表で定める、公共機関等の職員が業務を実施する場所
- (3) 公益性や緊急性等の判断により国際局長が必要と認めた場所

### （派遣対象事項）

第6条 本事業の通訳ボランティアの派遣は、日常生活を送るために必要な手続き、説明、相談など基本的な行政サービスに関する通訳を対象とする。ただし、次の各号に該当する場合には原則として派遣対象としない。

- (1) イベント、式典、懇談会、講習会及び交流会等、行政サービスの手続き、説明又は相談を目的としない通訳

- (2) 通訳を必要とする市民等が特定できない場合
- (3) 個人の利益を目的とする又は高度な専門知識を要するなど、日常生活に必要となる本市の行政サービスを超えるものの通訳
- (4) 病院及びこれに類する施設における診察、専門的な医療用語が使われる場面、リスクが比較的高い医学的技術を伴う行為の通訳。ただし、養育について市が認めるものはこの限りではない。
- (5) 保育所、学校等での試験、学習支援など単なる付き添い、及び生活指導など通訳と認められないもの
- (6) 本市の指定管理又は業務委託を受けて運営を行っている施設における、指定管理又は業務委託以外で行っている業務の通訳
- (7) 通訳を必要とする市民等の代理人的行為
- (8) 通訳ボランティアの安全が確保できない場合
- (9) その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

#### (派遣時間)

第7条 通訳ボランティアの派遣時間は、原則として平日（横浜市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く）の午前8時45分から午後5時15分までの間とする。

- 2 1回の活動時間は、原則として2時間以内とする。ただし、通訳内容が複雑で時間を要するものであり、通訳ボランティアの合意が得られる場合は、2時間までの延長を可とし、活動時間の上限は4時間とする。

#### (派遣の依頼者)

第8条 通訳ボランティア派遣の依頼者は、別表の公共機関等とする。

#### (派遣の申込)

第9条 前条の依頼者は、原則、派遣希望日の5営業日前までに文書により受託者に申し込むこととする。

#### (派遣の決定)

第10条 受託者は、前条で受けた派遣の申込について内容を審査のうえ派遣の可否を決定し、依頼者に文書等で通知する。

- 2 受託者は派遣決定後、その申込の通訳に必要とされる言語レベルや知識や経験、プライバシーに配慮すべき内容の場合は居住地や外国人コミュニティの関係などを踏まえ、通訳内容に適した市民通訳ボランティアを選定し、日程等の調整の上、派遣するものとする。

#### (報告義務)

第11条 通訳ボランティア及び派遣の依頼者は、通訳業務終了後、必要事項を記入した指定の報告書を受託者に提出する。

(謝金)

第 12 条 受託者は、公共機関等から前条の報告書を受領した後、謝金を通訳ボランティアに支払う。通訳実施当日に、派遣の依頼者の都合で急遽キャンセルになった場合は、一定の謝金額をボランティアに支払う。謝金の金額は別に定める。

(派遣の中止)

第 13 条 受託者は、通訳派遣日に大雪や暴風等の悪天候、地震等の自然災害により通訳ボランティアに危険がおよぶことが予測される場合、又は、通訳ボランティアの止むを得ない事情で急遽通訳活動ができなくなった場合には、依頼者と協議の上、派遣を中止することができる。

(通訳を必要とする市民等の費用の負担)

第 14 条 本事業における通訳ボランティアの派遣に要する、通訳を必要とする市民等の負担は無料とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 受託者及び通訳ボランティアは、関係法令を遵守することに加え、別に定める「個人情報取扱特記事項」及び横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(守秘義務)

第 16 条 受託者及び通訳ボランティアは、通訳を必要とする市民等のプライバシーを尊重し、その身上に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。受託事業の終了後又は通訳ボランティアを退いた後も同様とする。

(事故及び損害の責任)

第 17 条 派遣先の公共機関等は、本事業の趣旨を理解し、活動の事前事後、また、活動中において、事故や約束事の不履行などにより通訳ボランティアに損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。

2 受託者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、本市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

3 受託者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故等について、速やかに文書により国際局長へ報告しなければならない。

(業務の報告)

第 18 条 受託者は、市民通訳ボランティアの派遣について、派遣の件数など実績報告書を作成し、翌月末日までに国際局長に報告しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は国際局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第5条、第8条）

|   | 派遣先                                                        | 行政通訳（一般）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 行政通訳（専門）                                                                                                                                                                                          |
|---|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 局                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門派遣対象以外</li> <li>・市立高等学校</li> <li>・市立特別支援学校</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所（こども青少年局）</li> <li>・市民相談室（市民局）</li> <li>・障害者更生相談所（健康福祉局）</li> <li>・特別支援教育総合センター（教育委員会事務局）</li> </ul>                                                 |
| 2 | 区                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門派遣対象以外</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別相談窓口（各区区政推進課）</li> <li>・各区生活支援課</li> </ul>                                                                                                              |
| 3 | 市内に所在する社会福祉に資する施設・事業のうち、国際局長が認めるもの                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所</li> <li>・認可保育所（私立）</li> <li>・横浜保育室</li> <li>・認定こども園（幼保連携型）</li> <li>・放課後キッズクラブ</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・児童発達支援事業所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・障害者地域活動ホーム</li> <li>・横浜市障害者就労支援センター</li> <li>・横浜市・区社会福祉協議会窓口</li> <li>・その他国際局長が認めるもの</li> </ul> | —                                                                                                                                                                                                 |
| 4 | 本市が管理・運営する施設及び本市の指定管理者制度又は業務委託を受けて運営を行っている施設のうち、国際局長が認めるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市地域ケアプラザ</li> <li>・地域子育て支援拠点</li> <li>・特別支援学校はまっ子ふれあいスクール</li> <li>・市立市民病院</li> <li>・市立脳卒中・神経脊椎センター</li> <li>・市立大学附属病院</li> <li>・市立大学附属市民総合医療センター</li> <li>・市立みなと赤十字病院</li> <li>・横浜市労働情報・相談コーナー</li> <li>・その他国際局長が認めるもの</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センター</li> <li>・小児療育相談センター</li> <li>・総合保健医療センター</li> <li>・総合リハビリテーションセンター</li> <li>・消費生活総合センター</li> <li>・男女共同参画センター</li> <li>・その他国際局長が認めるもの</li> </ul> |